#### なごや見守い情報 第56号

# 悪質商法から高齢者を守る! SF商法

<u>የሐፊጵ ጵዲቂ፠ሐፊጵ ጵዲቂ፠ሐፊጵ ጵዲቂ፠ሐፊጵ ጵዲቂ፠ሐፊጵ ጵዲቂኝ</u>



### 景品につられて…

## ふとんや健康食品を買わされた!



アドバイス

昨日、住んでいる団地の部屋に「近所で健康の話をする。景品を あげるから来て」と若い男性が来た。言われたとおり団地の一室 へ行くと、他にも近所の人が集まっていた。

業者はおもしろい話をしながら「この景品が欲しい人」と言うの で、手をあげて何度も景品をもらううちに「ふとんが欲しい人」 と聞かれつい手をあげてしまい、25万円で買ってしまった。

- ◇ 事例は、締め切った会場に人を集めて無料の景品を配り、興奮 状態にした後で高額な商品を売りつける『SF商法』(『催眠 商法』とも言います)という手口です。
- ◇ 売りつける商品はふとんや健康食品が多くなっています。
- ◇ 契約するとその日のうちに商品を持って自宅まで一緒について きて、代金の全額又は一部を現金で支払わせます。
- ◇ SF商法で契約した場合、 8日以内であればクーリング・オフ が可能です。しかし代金を支払った後は連絡がとれなくなる、 といった悪質なケースもあります。
- ◇ この手口は、被害者のほとんどが昼間家に居る高齢者です。 まわりの方々も、日頃から高齢者の行動に注意するなどの見守 りが大切です。

### 福書にあわなりために!

- 〇 無料の景品に惑わされない
- その場の雰囲気に流されない
- おかしいと気づいたら、**すぐに** 消費生活センターへ相談を!





#### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 平日 TEL 052-222-9671 土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分 (土・日は電話相談のみ)

名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437